

総会委員会運営細則

第1条 目的

総会委員会は、大学不動産連盟会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2条 委員会の活動

総会委員会は、大学不動産連盟規約第4章第19条に基づき大学不動産連盟総会の開催を行う。

第3条 組織及び運営体制

総会委員会は総会担当校を中心に、下記の通り組織し運営を行う。

	体制
委員長	総会担当校より選出
副委員長	総会担当校より選出
委員	必要に応じて、委員長が指名
アドバイザー	前年度の総会担当校より選出
サポーター	次年度の総会担当校より2名程度選出
当日のスタッフ	若手会、各大会から1名以上選出

第4条 運営細則の変更

運営細則の変更は理事会の決議をもって行う。

令和3年 5月11日 施行